

令和8年度事業計画

1. 基本方針

令和8年度事業計画策定にあたり、全シ協（国）から示された新たな取り組みを今後どのように推進していくかが大きなポイントになると考えております。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、希望する者が働き続けられる社会の実現に向けた環境整備が進み、またセンターの会員も年々高齢化が進み、さらに社会経済情勢の変化によりセンターの事業環境も厳しくなってきました。そうした中、従来の職種に加え、新たな職域への進出、人手不足分野等での就業機会の開拓など、地域の課題を踏まえた取り組みも行っていきたいと考えております。こうした地域社会への貢献を目指し、センターの持続的な発展に向けて、新たな気持ちで国、県、市と連携を図り推進してまいりたいと思います。

現状では、会員の減少が続き、地域の大きな期待に応えるためには「会員の確保」が急務であると考えております。従来は、「会員数の目標値」を掲げての「100万人行動計画」を柱とした全国的な計画を推進してきました。今回、国からの計画として「新たな仲間づくり計画」が示されております。テーマとしては、・女性会員の拡大・新規入会促進・退会抑制の取組強化が要旨となっております。言葉を並べることは簡単であります、実際には厳しい環境の中、計画を成功させることは非常に難しいとは思いますが、将来を睨んだ体制整備は避けては通れない大問題であると認識いたしております。まずは、全国的な取組、流れの中で遅れることなく進んでまいりたいと考えております。

また、7年度計画の中でも述べさせていただきましたが、会員の高齢化が進む中、より長く無理なく働ける就業の場の確保や、夏季業務における熱中症対策も、引き続き心を砕いてまいりたいと思っております。今までも幾つかの取り組みを行って来ておりますが、さらに万全な対応、対策を目指します。基本的には、「会員の健康」が一番重要であり、組織の発展も、会員次第であることは言うまでもありません。

次に、計画的に取り組む必要があるのが、職員体制の整備と考えております。合併以前の各町村での「ミニシルバーセンター」時代、みどり市誕生と共に「みどり市シルバー人材センター」の時代となり、20年が経過する中で、「職員の体制整備」が遅れてしまったことは否めない事実であります。みどり市が実施する「公共施設整備」と併せて、職員整備も可能な限り一体的に検討する必要があります。将来のシルバー人材センターの礎を築くためにも数年かけて、しっかりと議論し、方針を確立し、適切な人員配置・処遇を行い、職員の意識向上を目指していく事が肝要と考えます。この問題は、昨年からの継続課題であります。

そして、近年続けて行われた法改正として「インボイス制度」、「フリーランス新法」があり、その対応が7年度より本格的に始まりました。その対応として契約方法の見直しを柱として、「デジタル化」への対応も含め会員の皆様にも様々な対応が求められることとなりました。職員はもちろんのこと、会員を取り巻く環境は年々多様化しています。しかし、会員個人の負担が増えないように、お客様にも迷惑のかからないように昨年に続いてシステムの構築、充実を目指してまいりたいと考えております。

最近の社会動向では、日々の物価上昇が大きな問題となっております。ガソリン、電気、ガス等の社会インフラ等も併せ、国民一人ひとりの生活基盤が大変不安定な状況になっていると言えます。また、最低賃金、人事院勧告における増額等々も含め、想定が難しい事象や激しく変化する時代の流れ、社会背景があるからこそ、会員とともに情報を共有し、しっかりと進んでまいりたいと考えております。生きがづくり、仲間づくり、地域づくりを基本に、自信をもって地域貢献を担える組織を作ってまいりたいと願っております。

最後に、会員皆様の健康をご祈念申し上げるとともに、会員相互のさらなる信頼関係の構築を図り、皆様といっしょに前進してまいりたいと思います。

2. 事業目標

事業目標を次のとおり設定し、計画的に事業を推進する。

(1) 会員数	340 人	(令和元年度実績	323 人)
(2) 粗入会率	1.7 %	(〃	1.8 %)
(3) 就業率	86.0 %	(〃	82.4 %)
(4) 就業延べ人数	34,700 人日	(〃	32,986 人日)
(5) 契約金額	165,000 千円	(〃	153,061 千円)

3. 事業計画

先述のとおり、コロナ禍以前の状況も鑑み、会員増を目標の中心とし、可能な限りの取り組みを行うため、以下のとおり11項目を計画の柱として掲げました。

(1) 就業機会の拡充と就業率の向上

役職員・会員による民間企業、一般家庭、地方公共団体等への受注の働きかけを積極的に行い、新規受注開拓を図り、会員に適した就業機会を確保する。また新しい分野、業種についても積極的に情報を仕入れ、検討を行う。

業種によっては、就業先について、みどり市内優先を基本とし、安全面・効率面を向上させる取り組みを引き続き徹底する。

(2) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（通称サポート事業）への取り組み

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業として介護支援や地域における人手不足分野等の新たな職域拡大に取り組み、特に女性の社会進出を後押しするとともに人材育成のための広域的な研修事業への積極的な参加を支援する。また、国、県からも盛んに「会員のデジタル化の推進」が叫ばれており、会員への普及促進の対応を図る。

また、ここ数年継続実施の連合主催の「講習」を今後とも推進する。具体的にはテーマを毎年変えるのではなく、3年程度テーマを固定し目的を明確にする。

(3) 啓発活動の強化

当センターを理解してもらうためチラシの配布やホームページを活用し、さらには県連合とも連携し、新聞等も利用して啓発活動を強化し、会員募集、就業機会の確

保・拡大を目指す。会員には「事務局だより」に情報を掲載し、全会員の情報共有を図る。

また、みどり市広報への掲載、夏祭り協賛によるポスター広報等も活用し、幅広く市民の皆様への啓発を図る。

(4) 安全・適正就業の徹底

安全・適正就業委員会を定期的開催し、事故撲滅のための検証を行う。また、委員と職員による就業現場の巡回指導を強化し、会員の自覚と責任を啓発するために安全・適正就業強化月間や「作業前チェックリスト」による事前点検の実施及び安全・適正就業の日を設け、安全就業の徹底を図る。

特に近年多発している「熱中症」「死亡事故」の事案に関しては「事務局だより」で特集を組み、注意喚起を図る。安全対策グッズの紹介を適宜行う。

(5) 健康管理意識の高揚

市の各種検診を受診するよう働きかけるとともに、自己管理意識の高揚を図る。

また、「夏の熱中症対策」を県連合同も情報共有を図り、会員の健康面のサポートを行い、安全・適正就業に繋げる。そして、コロナ、インフルエンザ、各種感染症対策としては、予防接種の積極的な対応を推奨し、施設内での「マスクの着用」「アルコール消毒」等の衛生管理を推進し、「高齢者施設」としての認識を徹底する。

最近の取り組みとして、携帯電話保有会員に向けて携帯電話等に、「安全・適正就業」「健康管理」等に関する SMS を行い、様々な情報伝達を行っている。

(6) 会員の拡大

健康で働く意欲のある高齢者の入会を促進するために、会員や役職員の口コミによる勧誘活動を積極的に行うとともに、親睦会の活動を通じて啓発・勧誘を実施する。また、各地で実際行われている勧誘方法で、特に成功事例を参考に当センターに適した「勧誘方法」の検討を行う。

さらに市や関係団体にも協力をいただき、情報の発信に努め、様々な機会を捉えてセンターの知名度を高めていく。啓発活動を一層強化する。

年々、高齢化が進んでいる状況に鑑み、フルタイムの就業に限らず、半日業務、時間単位の業務も積極的に取り入れ、働きやすい環境を整備いたします。

(7) 会員の技術向上と新規技能者の養成

職種転換による後継者の育成や新入会員に対し、自主研修や実技研修を行い、技術向上・新規技能者の養成に努める。センター独自の研修会を計画し、また連合主催の各種研修会等にも積極的に参加を促す。

(8) 交通事故防止対策の実施

会員の交通事故を未然に防ぐため、今年度も「高齢者・初心者しあわせドライブ」事業への参加や、事故防止のために黄色いウインドブレーカーの着用を推進し、事故防止の意識を高める。また、公用車の使用についても、しっかりと管理ルールを守っていただき、費用弁償も含め自己責任を認識し、自分自身の車と同様に大切に使用していただく。

飲酒運転の撲滅を目指し、就業前後のアルコール検知検査を法令に則り実施する。

(9) 他市シルバー人材センターとの交流

従来から隣接する桐生市シルバー人材センターとは情報交換を行い、交流を深めてまいりました。しかし、近年著しい労働環境の変化や「インボイス制度」「フリーランス新法」等の新たな仕組みへの対応にも迫られてきました。全国レベル、県レベルの情報が必要な事案も増えてきており、今後は桐生市はじめ、県内各地にエリアを広げ様々な情報収集を行います。また、研修会等で紹介されたり、事案発表された全国各地のセンターの情報等も内容によっては個別に積極的に収集を行っていきたい。

(10) 社会奉仕活動の推進

10月のシルバーの日に、東支所、本所、笠懸支所それぞれが、会員の協力のもと日頃よりお世話になっている地域の植え込みの手入れや清掃奉仕活動を実施するなど、積極的に社会奉仕活動を行う。

今後は、「会員拡大」に繋がるよう、しっかり地域ごとにPRし、地域に喜ばれる活動として、大きな「歴史」となるよう、地道に続けていきたい。

(11) 包括的契約に係る事業

令和7年度から、発注者及び会員から理解を得ることができた業務委託料について包括的契約により契約を行っております。令和8年度の計画は次のとおりです。

- ① 包括的契約に係る就業延べ人数 34,700 人日
- ② 包括的契約に係る会員業務委託料 131,355,000 円